

別表六(二十八)

「20」、「27」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否

措法第42条の12の7第4項から第6項までの該当項	1	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項
事 業 種 目	2					
生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 の 取 得 価 額 及 び 明 細 額	種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	取 得 年 月					
	事業の用に供した					
取 得 価 額 又 は 製 作 費						
法人税法上の圧縮記帳によ						
計上額						
差 引 改 定 取 得 額	(8) - (9)					
<p>「27」欄</p> <p>事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第5項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00668」</p> <p>③ 「適用額」欄：「27」欄の金額</p>						
<p>「20」欄</p> <p>事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第4項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00667」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額</p>						
取 得 価 額 の 合 計 額	(10)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額	14		適 応 繰 延 資 産	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉑」)	26
報 告 額	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	15			当 期 税 額 控 除 額 (25) - (26)	27
税 額 控 除 限 度	$((14) - (15)) \times \frac{3}{100} + (15)$				取 得 価 額 の 合 計 額	
事 業 適 応 設 備	当 期 税 額 控 除 可 能 額					
	$(13) \times \frac{20}{100}$					
	当 期 税 額 控 除 可 能 額					
	$((16) \text{と} (17) \text{の} \text{うち} \text{少} \text{な} \text{い} \text{金} \text{額})$					
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉑」)	19			当 期 税 額 控 除 可 能 額	32
	当 期 税 額 控 除 額	20			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉑」)	33
	$(18) - (19)$				当 期 税 額 控 除 額	34
	支 出 し た 金 額 の 合 計 額 ((12)の合計)	21			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	35
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額	22				
	繰 延 資 産 税 額 控 除 限 度 額	23				
	$((21) - (22)) \times \frac{3}{100} + (22) \times \frac{5}{100}$					
	当 期 税 額 基 準 額 残 額	24				
	$(13) \times \frac{20}{100} - (18)$					
機 械 設 備 等 の 概 要						

別表六(二十八) 令五・四・一以後終了事業年度分